

* 北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例…… (税務課)	1
○北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例 …………… (子ども未来づくり推進室)	2
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例及び北海道地方薬事審議 会条例の一部を改正する条例…………… (保健福祉部総務課)	2
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 …………… (建設部総務課)	4
○北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課)	5
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例…………… (公園下水道課)	7
○北海道立学校条例の一部を改正する条例…………… (教育庁高校教育課)	9
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課)	9
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …………… (教育庁給与課)	12
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …………… (警察本部警務課)	14

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第100号

北海道税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

北海道税条例の一部を改正する条例 (平成13年北海道条例第45号) の一部を次のように改正する。

附則第3項中「以後の年度」を削り、「北海道税条例 (以下この項及び) を「北海道税条例 (」に改め、「こととなる自動車」の次に「(平成16年改正条例第64条第1項第2号エに掲げる自動車及び同項第4号オに掲げる自動車でトラックに区分されるもののうち被けん引自動車であるものに限る。)」を加え、「当分の間、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める」を「平成16年改正条例による当該年度分の自動車税の額から平成12年改正条例による当該年度分の自動車税の額を控除した」に改め、同項各号を削る。

附 則

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 知事は、自動車税の納税義務者が次の表の左欄に掲げる自動車 (この条例による改正前の北海道税条例の一部を改正する条例 (以下「改正前の条例」という。)) 附則第3項の自動車に限る。) を所有する場合には、当該所有する自動車に対して課する自動車税について、当該左欄に掲げる自動車の区分ごとに、当該中欄に掲げる年度の区分に応じ、当該右欄に定める額 (その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額) を減免する。

北海道税条例 (昭和25年北海道条例第56号) 第64条第1項第2号エに掲げる自動車及び同項第4号オに掲げる自動車でトラックに区分されるもののうち被けん引自動車であるもの (以下これらを「被けん引自動車」という。) 以外の自動車	平成17年度	改正前の条例附則第3項各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める額 (以下「改正前の条例による減免額」という。) に2分の1を乗じて得た額
被けん引自動車	平成18年度	改正前の条例による減免額に3分の2を乗じて得た額
	平成19年度	改正前の条例による減免額に3分の1を乗じて得た額

- 前項の規定の適用がある場合における北海道税条例第68条第1項の規定の適用については、同項中「税率の額」とあるのは、「税率の額 (北海道税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (平成16年北海道条例第100号) 附則第2項の適用がある場合には、その適用後の額)」とする。

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第101号

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

北海道立児童福祉施設条例（昭和36年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の表児童養護施設の部を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例及び北海道地方薬事審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第102号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例及び北海道地方薬事審議会条例の一部を改正する条例

（北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項(1)中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同項(2)中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改め、同項(3)中「第8条第3項ただし書」を「第7条第3項ただし書」に改め、同項(4)中「第40条」を「第40条第2項」に、「医療用具」を「管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この項において同じ。）」に改め、同項(5)中「(55)」を「(70)」に改め、同項中(56)を(71)とし、同項(55)中「第62条の15」を「第244条」に、「薬局製造医薬品の」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同項中(55)を(70)とし、同項(54)中「第30条第3項」を「第146条第3項」に改め、同項中(54)を(69)とし、同項(53)中「第29条の6」を「第144条」に改め、同項中(53)を(68)とし、同項(52)中「第14条第3項」を「第25条第3項」に、「薬局製造医

薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同項中(52)を(67)とし、同項(51)中「第12条第4項（省令第26条第3項、第29条の3及び第33条）」を「第16条第4項（省令第99条第3項、第100条第3項、第144条及び第153条）」に、「薬局製造医薬品の製造品目」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業」に改め、同項中(51)を(65)とし、(65)の次に次のように加える。

(66) 省令第19条第3項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可申請の添付書類に係る認定

別表第1の3の項(50)中「第29条第2項」を「第138条第2項」に改め、同項中(50)を(64)とし、同項(49)中「第6条」を「第51条」に改め、同項中(49)を(63)とし、同項(48)中「第4条の3」を「第48条」に改め、同項中(48)を(62)とし、同項(47)中「第4条の2」を「第47条」に改め、同項中(47)を(61)とし、同項(46)中「第4条第3項」を「第46条第3項」に改め、同項中(46)を(60)とし、同項(45)中「第4条第1項」を「第46条第1項」に改め、同項中(45)を(59)とし、同項(44)中「第3条第1項」を「第45条第1項」に改め、同項中(44)を(58)とし、同項(43)中「第2条第2項」を「第44条第2項」に改め、同項中(43)を(57)とし、同項(42)中「第2条第1項」を「第44条第1項」に改め、同項中(42)を(56)とし、同項(41)中「第1条の4の7第1項」を「第19条第1項」に、「特定薬局製造医薬品の製造」を「薬局製造販売医薬品の製造販売」に改め、同項中(41)を(55)とし、同項(40)中「第1条の4の6第1項」を「第15条第1項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同項中(40)を(54)とし、同項(39)中「第1条の4の5第1項」を「第14条第1項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同項中(39)を(53)とし、同項(38)中「第1条の4の4第4項」を「第13条第4項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同項中(38)を(52)とし、同項(37)中「第1条の4の4第1項」を「第13条第1項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同項中(37)を(51)とし、同項(36)中「第1条の4の3第1項」を「第12条第1項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同項中(36)を(50)とし、同項(35)中「第1条の4の2第1項」を「第11条第1項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同項中(35)を(49)とし、同項(34)中「第1条の2」を「第2条」に改め、同項中(34)を(42)とし、(42)の次に次のように加える。

(43) 政令第4条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の

許可証の交付

- (44) 政令第5条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付
- (45) 政令第6条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付
- (46) 政令第6条第4項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理
- (47) 政令第7条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理
- (48) 政令第8条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可台帳の備付け等

別表第1の3の項(33)中「特定医療用具」を「特定医療機器」に改め、同項中(33)を(41)とし、同項(32)中「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同項中(32)を(40)とし、同項(31)中「第5条第2項、第12条第3項」を「第4条第2項、第12条第2項、第13条第3項」に改め、同項中(31)を(39)とし、同項(30)中「薬局製造医薬品の」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同項中(30)を(38)とし、同項(29)中「特定薬局製造医薬品の製造」を「薬局製造販売医薬品の製造販売」に改め、同項中(29)を(37)とし、同項(28)中「特定薬局製造医薬品の製造」を「薬局製造販売医薬品の製造販売」に改め、同項中(28)を(36)とし、同項(27)中「特定薬局製造医薬品の製造」を「薬局製造販売医薬品の製造販売」に改め、同項中(27)を(35)とし、同項(26)中「薬局製造医薬品の製造業、薬局又は」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業の総括製造販売責任者若しくは薬局製造販売医薬品の製造業の管理者又は薬局、」に改め、「一般販売業」の次に「若しくは管理医療機器の販売業若しくは賃貸業」を加え、同項中(26)を(34)とし、(25)を(31)とし、(31)の次に次のように加える。

- (32) 法第72条の3第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、医薬品の販売業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する必要な措置の命令
- (33) 法第72条の3第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業

者若しくは製造業者、薬局開設者、医薬品の販売業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する必要な措置の命令

別表第1の3の項(24)中「第72条第2項」を「第72条第4項」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同項中(24)を(30)とし、同項(23)中「第72条第1項」を「第72条第3項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同項中(23)を(29)とし、同項(22)中「薬局製造医薬品の製造業者」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業者」に改め、同項中(22)を(28)とし、同項(21)中「薬局製造医薬品の」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び」に、「医療用具」を「医療機器」に改め、同項中(21)を(27)とし、同項(20)中「医療用具」を「医療機器（高度管理医療機器等を除く。以下この項において同じ。）」に改め、同項中(20)を(26)とし、同項(19)中「薬局製造医薬品の」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は」に改め、同項中(19)を(25)とし、(18)を(24)とし、同項(17)中「第39条第1項」を「第39条の3第1項」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同項中(17)を(23)とし、(16)を(22)とし、(15)を(21)とし、(14)を(20)とし、(13)を(19)とし、同項(12)中「第19条」を「第19条第2項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同項中(12)を(18)とし、(11)を削り、(10)を(14)とし、(14)の次に次のように加える。

- (15) 法第14条の9第1項の規定による薬局製造販売医薬品（製造販売の承認を要しないものに限る。(16)において同じ。）の製造販売の届出の受理
- (16) 法第14条の9第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の届出事項の変更に係る届出の受理
- (17) 法第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の休廃止等の届出の受理

別表第1の3の項(9)中「第14条第7項」を「第14条第9項」に、「特定薬局製造医薬品の製造」を「薬局製造販売医薬品の製造販売」に改め、同項中(9)を(12)とし、(12)の次に次のように加える。

- (13) 法第14条第10項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の軽微な変更の届出の受理

別表第1の3の項(8)中「政令第15条の4第1項第2号に規定する医薬品（以下この項において「特定薬局製造医薬品」という。）の製造」を「薬局製造販売医薬品の製造販売」に改め、同項中(8)を(11)とし、同項(7)中「第13条第3項（法第18条第2項）」を「第13条第5項（同条第7項）」に改め、同項中(7)を(9)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 法第13条第6項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可の
区分の変更又は追加の許可

別表第1の3の項(6)中「第12条第3項」を「第13条第3項」に、「薬局製造医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同項中(6)を(8)とし、同項(5)中「第12条第1項」を「第13条第1項」に、「政令第15条の4第1項第1号に規定する医薬品（以下この項において「薬局製造医薬品」という。）」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同項中(5)を(7)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第12条第1項の規定による政令第3条第3号に規定する薬局製造
販売医薬品（以下この項において「薬局製造販売医薬品」という。）の
製造販売業の許可

(6) 法第12条第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許
可の更新

別表第1の3の項中「、(17)」を「、(23)」に、「(18)、(20)、(21)、(24)、(30)、(33)及び(55)」を「(24)、(26)、(27)、(30)、(32)から(34)まで、(38)、(41)及び(70)」に、「うち医療用具」を「うち医療機器」に改める。

（北海道地方薬事審議会条例の一部改正）

第2条 北海道地方薬事審議会条例（昭和37年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第3条」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第103号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項を次のように改める。

3 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）、北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第7条第4項の規定による違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却又は除却の命令若しくは委任

(2) 法第8条第1項の規定による広告物又は掲出物件（法第7条第4項の規定により除却し、又は除却させたはり札等、広告旗又は立看板等に限る。以下この項において「広告物等」という。）の保管

(3) 法第8条第2項の規定による広告物等を保管した場合の公示

(4) 法第8条第3項の規定による広告物等の評価、売却及びその売却した代金の保管

(5) 法第8条第4項の規定による広告物等の廃棄

(6) 法第8条第5項の規定による広告物等の売却した代金を売却に要した費用に充当すること。

(7) 法第8条第6項の規定により広告物等の措置に要した費用を所有者等に負担させること。

(8) 条例第16条第2項の規定による広告物等の保管物件一覧簿の備付け及び閲覧

(9) 条例第20条の規定による広告物等（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）の返還

各市町村
（札幌市
及び旭川
市を除く。）

別表第1の11の項(15)中「第8条の2」を「第28条」に改め、同項中「（網走市にあっては、切土又は盛土をする面積が3,000平方メートル未満のものに限る。）」を

削り、同表の12の項中「北 見 市」を「北 見 市 網 走 市」に、「北広島市」を「北広島市石 狩 市」に改め、「にあっては」の次に「、網走市」を加える。

附 則

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の3の項の改正規定（同項の(1)に係る部分（はり紙に係る部分を除く。）及び(2)から(9)までに係る部分（以下これらを「特定部分」という。）を除く。） 公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 別表第1の3の項の改正規定（特定部分（室蘭市、稚内市、美唄市、芦別市、歌志内市、富良野市、浜益村、福島町、鹿部町、熊石町、北檜山町、今金町、真狩村、喜茂別町、倶知安町、泊村、古平町、仁木町、栗沢町、奈井江町、由仁町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、沼田町、当麻町、上川町、東川町、上富良野町、南富良野町、和寒町、朝日町、中川町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、枝幸町、礼文町、東藻琴村、訓子府町、置戸町、佐呂間町、常呂町、生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村、滝上町、西興部村、雄武町、豊浦町、虻田町、洞爺村、壮瞥町、早来町、追分町、鶴川町、穂別町、日高町、門別町、静内町、新得町、中札内村、忠類村、広尾町、幕別町、本別町、陸別町、釧路町、弟子屈町、阿寒町、鶴居村、別海町、中標津町及び標津町に係る部分に限る。）に限る。）並びに同表の11の項及び12の項の改正規定 平成17年4月1日

2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律、条例及び規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものについて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては同項の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為とみなす。

3 附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の際当該改正規定による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の3の項、11の項及び12の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」

という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第104号

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和24年法律第189号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「美観風致を維持するとともに、」を「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は」に改める。

第2条第1項中「物件」の次に「（以下「掲出物件」という。）」を加え、同項第1号中「美観地区」を「景観地区」に改め、同条第2項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第8号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加え、「美観風致保存上」を「良好な景観を形成し、又は風致を維持するために」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 電柱及び消火栓標識には、法第7条第4項本文に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置してはならない。

第3条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第2項中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改める。

第4条中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第5条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第6条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第5号中「はり札」の次に「、広告旗」を加え、同条第3項及び第4項中「広告物を掲

出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第5項中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第6条の2中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「はり紙、はり札、立看板その他これらに類するもので規則で定めるものを表示する」を「法第7条第4項本文に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置する」に改める。

第7条第1項中「美観風致を維持し、又は」を「良好な景観を形成し、又は風致を維持し、若しくは」に改め、同条第2項中「美観の向上」を「良好な景観の形成」に改める。

第7条の2第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第2号中「美観風致の維持又は」を「良好な景観を形成し、又は風致を維持し、若しくは」に改め、同条第3項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第7条の3及び第7条の4中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第8条第1項中「この条例の規定により許可の申請を」を「第3条第1項、第6条第2項、第3項若しくは第5項又は第10条の規定による許可を受けようと」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の手数料の額は、別表のとおりとする。

第9条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「物件に」を「掲出物件に」に改める。

第10条から第12条の2までの規定（第10条の2を除く。）中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第13条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「美観風致」を「良好な景観若しくは風致」に改め、「管理者に対し」の次に「、当該広告物若しくは掲出物件の表示若しくは設置の停止を命じ、若しくは相当の期限を定め、」を加える。

第14条第1項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、「行為者に対して」の次に「、当該広告物若しくは掲出物件の表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、その」を加え、同項ただし書中「行為者が不明な」を「行為者を過失がなく確知することができない」に改め、同条第2項及び第3項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第23条を第31条とし、第22条の2を第30条とし、第22条を第29条とする。

第21条中「第19条又は第20条」を「前2条」に改め、同条を第28条とする。

第20条第2号中「第14条の2第1項」を「第21条第1項」に改め、同条第3号中「第14条の3第2項」を「第22条第2項」に改め、同条を第27条とする。

第19条第2号中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同条を第26条とし、第18条を第25条とする。

第17条第4号中「美観風致を害し、若しくは」を「良好な景観若しくは風致を害し、又は」に、「広告物又は広告物を掲出する物件」を「、広告物又は掲出物件の表示若しくは設置の停止を命じ、又はこれら」に改め、同条を第24条とする。

第15条及び第16条を削る。

第14条の4中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改め、同条を第23条とする。

第14条の3第1項第1号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第2号中「広告美術」を「広告美術仕上げ」に改め、同条第6項中「3,000円」を「別表のとおり」に改め、同条を第22条とする。

第14条の2第1項第3号中「第14条の3第1項」を「次条第1項」に改め、同条を第21条とし、第14条の次に次の6条を加える。

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項）

第15条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法）

第16条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号の広告物については、2日間）、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号の広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第20条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を北海道公報、新聞紙又はこれらに準ずるものに登載し、又は掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（広告物又は掲出物件の価額の評価の方法）

第17条 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続）

第18条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

（公示の日から売却可能となるまでの期間）

第19条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

（広告物又は掲出物件を返還する場合の手続）

第20条 知事は、保管した広告物又は掲出物件（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条、第22条関係）

区 分		金 額
1 地上広告物（アーチ式広告物を除く。） 屋上広告物 壁面広告物	発光装置又は照明装置を有しないもの	表示面積5平方メートルにつき 1,300円
	発光装置又は照明装置を有するもの	表示面積5平方メートルにつき 1,900円
2 立看板		1枚につき 910円
3 電柱広告物		1個につき 300円
4 アーチ式広告物	発光装置又は照明装置を有しないもの	1基につき 3,800円
	発光装置又は照明装置を有するもの	1基につき 5,400円
5 アドバルーン広告物		1個につき 1,700円
6 広告幕 広告網 のぼり 旗		1枚につき 650円
7 はり札		1枚につき 220円
8 はり紙		50枚につき 300円
9 広告車		1台につき 1,900円
10 屋外広告物講習会		3,000円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は平成17年4月1日から、第2条第1項第1号の改正規定は公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 第2条第3項の改正規定の施行の際、改正後の同項の規定により電柱又は消火栓標識（以下「電柱等」という。）への表示又は設置が新たに禁止される広告物又は掲出物件で現に電柱等に表示され、又は設置されているものについては、平成18年3月31日までの間は、同項の規定は、適用しない。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第105号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 管理（第3条―第8条）」を「第2章 管理（第3条―第8条第2項の2 工作物等の保管条）」に改める。

第3条第1項及び第3項並びに第5条第3号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 工作物等の保管の手続等

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第8条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保管した工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下この章において同じ。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第8条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第8条の7において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を北海道公報に登載し、又は新聞紙に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式

による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第8条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第8条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第8条の6 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 知事は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 知事は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（工作物等を返還する場合の手続）

第8条の7 知事は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

第9条第1号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同条中第3号を第4号とし、同条第2号中「第11条第1項」を「第27条第1項」に改め、同号を

同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第26条第 2 項又は第 4 項の規定により必要な措置を命ぜられた者 当該措置を完了したとき。

第10条中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第13条の見出し中「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、同条中「第23条第 3 項」を「第33条第 4 項」に、「公園予定地」を「公園予定区域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第106号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「北海道深川東商業高等学校」を「北海道深川東高等学校」に、「北海道登別南高等学校」を「北海道登別青嶺高等学校」に改める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

北海道職員に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第107号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 中「 5 級」を「 4 級」に改める。

第20条を次のように改める。

(寒冷地手当)

第20条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年 3 月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において北海道に在勤する職員（常時勤務に服する職員に限る。以下この条において「支給対象職員」という。）に支給する。

2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世 帯 等 の 区 分		
	世 帯 主 である 職 員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級 地	26,380円	14,580円	10,340円
2 級 地	23,360円	13,060円	8,800円
3 級 地	22,540円	12,860円	8,600円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって北海道に居住する扶養親族のないもののうち、第11条の 2 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会規則で定めるものを除く。）及びこれに準ずるものとして人事委員会規則で定めるものを含まないものとする。			

3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 第13条ただし書の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額

(2) 前号に掲げる職員のほか、法第29条の規定により停職にされている職員その他の人事委員会規則で定める職員 零

4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前 2 項又は第21条第 2 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定にかかわらず、第 2 項の規定による額を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額とする。

(1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

(2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職

員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

(3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として人事委員会規則で定める場合

5 第2項の表に掲げる地域の区分は、別表第6のとおりとする。

6 第2項から前項までに規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第18項を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
		円	円	円	円
	1	—	252,700	285,600	365,900
	2	202,800	265,600	300,500	381,000
	3	211,600	278,300	315,700	393,400
	4	220,500	292,000	330,600	405,600
	5	230,000	305,900	345,800	417,600
	6	239,400	319,600	360,700	429,300
	7	251,900	332,800	375,700	440,800
	8	264,200	346,200	386,600	452,300
	9	276,600	359,100	397,000	463,500
	10	288,000	368,900	406,600	474,700
	11	300,000	378,900	415,600	486,100
	12	311,800	388,400	424,200	497,300
	13	319,700	397,100	432,600	508,500
	14	326,600	405,500	440,200	519,700
	15	333,200	413,100	447,600	530,000
再任用 職員以外 の職員	16	339,700	420,500	454,700	539,200
	17	346,200	427,600	460,900	548,300
	18	352,000	434,700	466,500	557,200
	19	357,700	440,500	472,000	566,100
	20	363,300	445,400	477,400	574,300
	21	368,800	449,800	482,700	580,600
	22	374,300	452,900	487,900	585,600
	23	378,900	456,000	493,000	590,200

	24	382,800	458,900	497,000	
	25	385,700	462,000	500,300	
	26	388,400	465,000	503,600	
	27	391,300	468,100		
	28	394,000	471,100		
	29	396,800			
	30	399,400			
	31	402,200			
	32	405,000			
	33	407,900			
	34	410,700			
	特1				823,000
	特2				844,000
	特3				867,000
再任用 職員		288,100	304,100	336,400	417,800

備考 (1) この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師及び助手で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の4級の号俸のうち特1号俸から特3号俸までの号俸は、札幌医科大学の学長に適用する。

別表第6中「甲地」を「1級地」に、「乙地」を「2級地」に、「丙地」を「3級地」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「指定職俸給表12号俸」を「指定職俸給表11号俸」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「指定職俸給表12号俸」を「指定職俸給表11号俸」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第20条及び別表第6の規定並びに附則第8項から附則第12項までの規定は、平成16年10月1日から適用

する。

(教育職給料表の適用を受ける職員の職務の級の切替え)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の教育職給料表の適用を受けていた職員で施行日において改正後の条例の教育職給料表の適用を受けることとなるものの施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。

(教育職給料表の適用を受ける職員の号俸の切替え等)

- 3 前項の規定により新級を決定される職員(附則第5項に規定する職員を除く。)の施行日における号俸(次項において「新号俸」という。)は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(次項において「旧号俸」という。)と同じ号数の号俸とする。

- 4 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する施行日以降における最初の改正後の条例第5条第5項若しくは第7項ただし書又は北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第30号。附則第7項において「平成15年改正条例」という。)附則第2項若しくは第3項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)を新号俸を受ける期間に通算する。

(教育職給料表の適用を受ける職員の職務の級における最高の号俸を超える給料月額の切替え等)

- 5 附則第2項の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(改正前の任期付研究員条例第5条第4項等の規定による給料月額に関する経過措置)

- 6 施行日の前日において第2条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(次項において「改正前の任期付研究員条例」という。)第5条第4項又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正前の任期付職員条例」という。)第4条第3項の

規定による給料月額を受けていた職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表11号俸の額を超える給料月額を受けていた職員の施行日以降における給料月額は、第2条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項又は第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定にかかわらず、施行日の前日において当該職員が受けていた給料月額と同じ額とする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の条例(北海道職員の給与の臨時措置に関する条例(昭和51年北海道条例第50号)を含む。)若しくは平成15年改正条例附則第2項若しくは第3項、改正前の任期付研究員条例又は改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 8 平成16年度の寒冷地手当に関する改正後の条例第20条第1項の規定の適用については、同項中「毎年11月から翌年3月」とあるのは、「平成16年10月から平成17年2月」とする。

- 9 この項から附則第12項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経過措置対象職員 平成16年10月1日(以下「旧基準日」という。)から引き続き在職する職員(常時勤務に服する職員に限り、北海道職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第5条第10項に規定する再任用職員を除く。)をいう。

(2) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の条例第20条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する基準日(以下単に「基準日」という。)におけるその在勤する地域又は部局及び世帯等の区分(改正前の条例第20条第2項及び第3項に規定する世帯等の区分をいう。)に応じ、改正前の条例第20条第2項の規定(この条例の施行の際における同項の規定に基づく人事委員会規則の規定を含む。)及び同条第3項

の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。

- 10 基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の条例第20条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、同条又は給与条例第21条第2項、第3項若しくは第5項の規定にかかわらず、それぞれ特例支給額又は特例支給額にその者の給料の支給について用いられた同条第2項、第3項若しくは第5項の規定による割合を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。

平成16年10月から平成17年2月まで	2,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	6,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	10,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	14,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	18,000円

- 11 改正後の条例第20条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第3項中「、前項」とあるのは「、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第107号。以下「平成16年改正条例」という。）附則第10項」と、同項第1号中「前項の規定による額」とあるのは「平成16年改正条例附則第10項に規定する特例支給額（以下「特例支給額」という。）」と、同条第4項中「前2項又は第21条第2項、第3項若しくは第5項」とあるのは「平成16年改正条例附則第10項又は平成16年改正条例附則第11項において読み替えて準用する前項」と、「第2項の規定による額」とあるのは「特例支給額」と、同項第1号及び第2号中「前項各号」とあるのは「平成16年改正条例附則第11項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。
- 12 給与条例第10条の4第2項に規定する職員以外の地方公務員等であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き給与条例の給料表の適用を受ける職員とな

り、北海道に在勤することとなった場合において、任用の事情を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の条例第20条第1項から第5項までの規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（人事委員会規則への委任）

- 13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表 教育職給料表の適用を受ける職員の職務の級の切替表

旧	級	新	級
2	級	1	級
3	級	2	級
4	級	3	級
5	級	4	級

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第108号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

（寒冷地手当）

第20条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において北海道に在勤する学校職員（常時勤務に服する学校職員に限る。以下この条において「支給対象学校職員」という。）に支給する。

- 2 支給対象学校職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における学校職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である学校職員		その他の学校職員
	扶養親族のある学校職員	その他の世帯主である学校職員	
1 級 地	26,380円	14,580円	10,340円
2 級 地	23,360円	13,060円	8,800円
3 級 地	22,540円	12,860円	8,600円
備考 「扶養親族のある学校職員」には、扶養親族のある学校職員であって北海道に居住する扶養親族のないもののうち、第10条の2の5第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会規則で定めるものを除く。）及びこれに準ずるものとして人事委員会規則で定めるものを含まないものとする。			

3 次の各号に掲げる学校職員のいずれかに該当する支給対象学校職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 第13条ただし書の規定の適用を受ける学校職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
- (2) 前号に掲げる学校職員のほか、法第29条の規定により停職にされている学校職員その他の人事委員会規則で定める学校職員 零

4 支給対象学校職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象学校職員の寒冷地手当の額は、前2項又は第21条第3項、第4項若しくは第6項の規定にかかわらず、第2項の規定による額を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額とする。

- (1) 基準日において前項各号に掲げる学校職員のいずれにも該当しない支給対象学校職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる学校職員のいずれかに該当する支給対象学校職員となった場合
- (2) 基準日において前項各号に掲げる学校職員のいずれかに該当する支給対象学校職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる学校職員のいずれにも該当しない支給対象学校職員となった場合
- (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として人事委員会規則で定める場合

5 第2項の表に掲げる地域の区分は、別表第4のとおりとする。

6 第2項から前項までに規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第18項を削る。

別表第4中「甲地」を「1級地」に、「乙地」を「2級地」に、「丙地」を「3級地」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び次項から附則第9項まで（附則第7項を除く。）の規定は、平成16年10月1日から適用する。（寒冷地手当に関する経過措置）

2 平成16年度の寒冷地手当に関する改正後の条例第20条第1項の規定の適用については、同項中「毎年11月から翌年3月」とあるのは、「平成16年10月から平成17年2月」とする。

3 この項から附則第6項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置対象学校職員 平成16年10月1日（以下「旧基準日」という。）から引き続き在職する学校職員（常時勤務に服する学校職員に限り、北海道学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第6条第10項に規定する再任用職員を除く。）をいう。
- (2) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象学校職員につき、改正後の条例第20条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその在勤する地域又は学校及び世帯等の区分（この条例による改正前の給与条例（以下「改正前の条例」という。）第20条第2項及び第3項に規定する世帯等の区分をいう。）に応じ、改正前の条例第20条第2項の規定（この条例の施行の際における同項の規定に基づく人事委員会規則の規定を含む。）及び同条第3項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。

4 基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において経過措置対象学校職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄

に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の条例第20条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、同条又は給与条例第21条第3項、第4項若しくは第6項の規定にかかわらず、それぞれ特例支給額又は特例支給額にその者の給料の支給について用いられた同条第3項、第4項若しくは第6項の規定による割合を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。

平成16年10月から平成17年2月まで	2,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	6,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	10,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	14,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	18,000円

5 改正後の条例第20条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象学校職員である者について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第108号。以下「平成16年改正条例」という。）附則第4項」と、同項第1号中「前項の規定による額」とあるのは「平成16年改正条例附則第4項に規定する特例支給額（以下「特例支給額」という。）」と、同条第4項中「前2項又は第21条第3項、第4項若しくは第6項」とあるのは「平成16年改正条例附則第4項又は平成16年改正条例附則第5項において読み替えて準用する前項」と、「第2項の規定による額」とあるのは「特例支給額」と、同項第1号及び第2号中「前項各号」とあるのは「平成16年改正条例附則第5項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

6 給与条例第10条の2の2第2項に規定する学校職員以外の地方公務員等であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き給与条例の給料表の適用を受ける学校職員となり、北海道に在勤することとなった場合において、任用の事情を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象学校職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該学校職員である者に対しては、改正後の条例第20条第1項から第5項までの規定にか

かわらず、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（人事委員会規則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第1条の2に規定する学校職員への準用）

8 附則第2項から前項までの規定は、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第1条の2に規定する学校職員について準用する。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部改正）

9 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表給与条例第20条第2項の項を削る。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第109号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

（寒冷地手当）

第23条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において北海道に在勤する職員（常時勤務に服する職員に限る。以下この条において「支給対象職員」という。）に支給する。

2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世 帯 等 の 区 分		
	世 帯 主 で ある 職 員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級 地	26,380円	14,580円	10,340円
2 級 地	23,360円	13,060円	8,800円
3 級 地	22,540円	12,860円	8,600円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって北海道に居住する扶養親族のないもののうち、第13条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会規則で定めるものを除く。）及びこれに準ずるものとして人事委員会規則で定めるものを含まないものとする。			

3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 第15条ただし書の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額

(2) 前号に掲げる職員のほか、地方公務員法第29条の規定により停職にされている職員その他の人事委員会規則で定める職員 零

4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項又は第26条第2項、第3項若しくは第5項の規定にかかわらず、第2項の規定による額を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額とする。

(1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

(2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

(3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として人事委員会規則で定める場合

5 第2項の表に掲げる地域の区分は、別表第5のとおりとする。

6 第2項から前項までに規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第18項を削る。

別表第5中「甲地」を「1級地」に、「乙地」を「2級地」に、「丙地」を「3級地」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び次項から附則第6項までの規定は、平成16年10月1日から適用する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

2 平成16年度の寒冷地手当に関する改正後の条例第23条第1項の規定の適用については、同項中「毎年11月から翌年3月」とあるのは、「平成16年10月から平成17年2月」とする。

3 この項から附則第6項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経過措置対象職員 平成16年10月1日（以下「旧基準日」という。）から引き続き在職する職員（常時勤務に服する職員に限り、北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第6条第10項に規定する再任用職員を除く。）をいう。

(2) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の条例第23条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその在勤する地域又は部局及び世帯等の区分（この条例による改正前の給与条例（以下「改正前の条例」という。）第23条第2項及び第3項に規定する世帯等の区分をいう。）に応じ、改正前の条例第23条第2項の規定（この条例の施行の際における同項の規定に基づく人事委員会規則の規定を含む。）及び同条第3項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。

4 基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の条例第23条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることと

なるときは、同条又は給与条例第26条第2項、第3項若しくは第5項の規定にかかわらず、それぞれ特例支給額又は特例支給額にその者の給料の支給について用いられた同条第2項、第3項若しくは第5項の規定による割合を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。

平成16年10月から平成17年2月まで	2,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	6,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	10,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	14,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	18,000円

- 5 改正後の条例第23条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第3項中「、前項」とあるのは「、北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第109号。以下「平成16年改正条例」という。）附則第4項」と、同項第1号中「前項の規定による額」とあるのは「平成16年改正条例附則第4項に規定する特例支給額（以下「特例支給額」という。）」と、同条第4項中「前2項又は第26条第2項、第3項若しくは第5項」とあるのは「平成16年改正条例附則第4項又は平成16年改正条例附則第5項において読み替えて準用する前項」と、「第2項の規定による額」とあるのは「特例支給額」と、同項第1号及び第2号中「前項各号」とあるのは「平成16年改正条例附則第5項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。
- 6 給与条例第12条の3第2項に規定する職員以外の地方公務員等であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き給与条例の給料表の適用を受ける職員となり、北海道に在勤することとなった場合において、任用の事情を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の条例第23条第1項から第5項までの規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- （人事委員会規則への委任）
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な

事項は、人事委員会規則で定める。